

離婚届

令和 年 月 日 届出 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号

通知(送付) 令和 年 月 日 第 号

書類記載 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住 氏 票 通 知

(1) 夫 氏 名 (フリガナ)	妻	
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍 (外国人のときは(国籍)を記入してください)	籍 番	番
父母及び養父母の氏名	妻の父 母	続き柄 女
父母との続き柄 (右記の養父母以外には、養父母がいる場合には、(その他の欄)に記入してください)	養父 養母	続き柄 養子 女
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	和解 請求の認諾 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫 妻	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	番 地 番 華 頭 者 の 氏 名
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	父(夫)が親権を行う子	
母(妻)が親権を行う子		
(協議離婚等で親権者の定めなしの場合)相違なく両方にしるしをつけてください。	夫 妻	<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を合意した。

記入の注意

- 1 訂正や消えやすいインキで書かないでください。
- 2 外国人の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 3 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
- 4 台湾
- 5 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- 6 朝鮮半島のとき一審調書の原本と確定証明書
- 7 審判離婚のとき一審調書の原本と確定証明書
- 8 協議離婚のとき一審調書の原本と確定証明書
- 9 認諾離婚のとき一審調書の原本と確定証明書
- 10 判決離婚のとき一審調書の原本と確定証明書

事件 籍 番 号

(6) 同居の期間

(7) 別居する前の住所

(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と

(9) 夫 妻 の 職 業 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

(10) 夫 妻 の 職 業 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

署名 (※押印は任意)	印	番 地 番
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍		番 地 番

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

今後とも離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

□取決めをしている。 □まだ、決めていない。

子育ての分担：子どもの身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項 (例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など) の決定を父母で分担したりすること。各親の一方が全てを行うとの取決めをしている。 □にするしるしをつけてください。

親子交流について

□取決めをしている。 □まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めを交わしている。 □にするしるしをつけてください。

経済的に自立していない子 (未成年の子に限られません) がある場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

□取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても定期的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費：経済的に自立していない子 (例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります) の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についての協議を定めることとされています。父が離婚するときは、子の利益を最も優先して考慮しなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「法務省パンフレット」をご覧ください。離婚に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイトにも掲載しています。

Q 法務省 離婚

法務省パンフレット

法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただけますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp